2018年
園内　お花見ポイント！

市民ふれあい公園

富津緩衝緑地

1 この公園で次に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可が必要です。

（1）行商、出店、募金その他これらに類する行為をするとき。
（2）業として写真又は映画を撮影するとき。
（3）興業を行うとき。
（4）競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするとき。

2 この公園内では、次に掲げる行為は禁止されています。

（1）この公園を損傷し、又は汚損すること。
（2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
（3）土地の形質を変更すること。
（4）鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
（5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
（6）立入禁止区域に立ち入ること。
（7）指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又はとめておくこと。
（8）前各号に掲げるもののほか、この公園の公衆の利用を妨げること。

富津緩衝緑地は、工業地帯と住宅地の間に緑豊かな森を創造し、それによって住宅地の良好な環境づくりに役立てる目的でつくられました。

敷地延長　：　約4．2ｋｍ
敷地幅　：　約５０～３００ｍ
総面積　：　約５３．１ｈａ

皆様の緑地です。大切にしましょう。

問い合わせ先：市民ふれあい公園管理事務所
ＴＥＬ ０４３９－８７－４２０５

富津市

※　番号は、下記写真の場所となります。